

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する掲示

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、当事業所では地方厚生局長等に届け出た看護師等（准看護師除く）がオンライン資格確認により利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用し、質の高い医療・訪問看護をご提供します。

以上の体制及び対応につき、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を所定額に加算します。

令和6年12月1日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用していることについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和6年12月1日

株式会社柳竹

訪問看護ステーション まる